

## ISSUE BRIEF

# 諸外国における選挙区割りの見直し

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 782 (2013. 4. 4.)

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| はじめに                 | 4 フランス                 |
| I 選挙区割りの見直しの概要       | おわりに                   |
| 1 区割りの見直しを行う機関       | 表 主要国議会下院の選挙区割りの見直しの概要 |
| 2 区割りの見直しの間隔         |                        |
| 3 区割りの見直しの基準         |                        |
| II 主要国議会下院の選挙区割りの見直し |                        |
| 1 アメリカ               |                        |
| 2 イギリス               |                        |
| 3 ドイツ                |                        |

最高裁判所が衆議院のいわゆる一票の格差に対して違憲状態判決を下したことを受けて、「0増5減」を内容とする「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律」（平成24年法律第95号）が成立した。これを受けて、衆議院議員選挙区画定審議会は区割りの改定案の検討を行い、平成25年3月28日に最大格差を約1.998倍とする改定案を内閣総理大臣に勧告した。

諸外国における選挙区割りの見直しを概観すると、見直しを行う機関、見直しの間隔、見直しの基準などが国によって異なる。多くの国に共通するのは、選挙区間の人口の均衡が求められることと、行政区画を尊重することである。両者は二律背反の関係にあり、実態としては、行政区画を尊重する範囲内で選挙区間の人口の格差を小さくしようとする国が多いと言えよう。

政治議会課

(佐藤 令)

調査と情報

第782号

## はじめに

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年法律第3号。以下「設置法」という。）は、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果を受けて小選挙区の区割りの見直しを行うことを規定している（設置法第4条第1項）。区割りの見直しは、小選挙区の定数300議席のうち、まず各都道府県に対して1議席ずつを配分し、残余の253議席を各都道府県の人口に比例して配分する「1人別枠方式」により行われることとされていた（平成24年法律第95号による改正前の設置法第3条第2項）。平成22年10月1日現在の国勢調査結果の速報値は、平成23年2月25日に公表されたため、設置法第4条第1項の規定により、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）は公表の1年後の平成24年2月25日までに区割りの改定案を内閣総理大臣に勧告しなければならないこととなっていた。

ところが、平成23年3月23日、最高裁判所は、衆議院の一票の格差に対して違憲状態判決を下した。中でも、1人別枠方式について早急な見直しを求めた。この判決を受けて審議会の作業は中断することとなり、設置法を改正し、各都道府県への配分方法を見直した上で議席数の配分がなされなければ、区割りの改定案の作成はできないこととなった。

1人別枠方式を廃して、各都道府県の人口に応じてヘアー式最大剰余法<sup>1</sup>で議席を配分すると、10都道府県で計21議席を増やし、21県で各1議席を減らす「21増21減」が必要となり、都道府県内の区割りの見直し作業も膨大となる。そのため、今回の区割りの見直しについては、各選挙区間における人口格差を緊急に是正し、違憲状態を早期に解消することを目的とした。そこで、設置法の規定にかかわらず、定数3の県のうち5県について定数を1議席ずつ減らし（0増5減）、区割り作業の一定の基準を示した上でその具体的な作業を審議会に委ねることを内容とする「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律」（平成24年法律第95号。以下「緊急是正法」という。）が成立し、平成24年11月26日に公布・施行された。当初の勧告期限は過ぎたものの、これを受けて、審議会が区割りの改定案の検討を進め、平成25年3月28日に最大格差を約1.998倍とする改定案を内閣総理大臣に勧告した。

諸外国の選挙においても、全国を一区とする制度を採らない限り、いくつかの選挙区に分割される。既存の行政区画をそのまま選挙区とする国も多いが、小選挙区制を採用する国をはじめとして、多くの国で区割りは不可欠である。これらの国では、人口の変動に伴い、区割りを見直すことも求められる。本稿では、諸外国の選挙における区割り及びその見直しはどのように行われているかについて概要を説明した上で、主要国議会下院の選挙区割りの見直しの実態について解説する。

## I 選挙区割りの見直しの概要

比例代表制を採る国では、いくつかの選挙区に分割される場合でも、一般的に既存の行政区画を選挙区とするため、特に選挙区割りの作業は必要としないことが多い（ただし人

※本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2013年3月28日である。

<sup>1</sup> 全国の選挙区平均人口（ヘアー基数）を求め、各都道府県の人口をヘアー基数で除し、商と剰余を求める。各都道府県には商に相当する議席が第1次配分として配分され、残余の議席を剰余の大きい都道府県の順に定数に達するまで第2次配分として議席が配分される方法。

口の変動に伴う定数配分の見直しは行われる)が、小選挙区制や混合制を採用する国においては何らかの選挙区割りが必要となる。87 国・地域を対象とした比較調査<sup>2)</sup>によると、選挙区割りが必要とされている国は 60 か国にのぼっている。

## 1 区割りの見直しを行う機関

19 世紀の各国においては、選挙区割りは議会の責任において行われており、党派的な区割りが多くなされていた。しかし、近年の民主主義国家においては、政治家や議会は区割り作業に関与せず、政治から独立した委員会が区割りをを行う国が多くなっている。<sup>3)</sup>

選挙区割りを目的として設置された選挙区画委員会が区割り案の作成を行うのが 60 か国中 22 か国である。我が国はここに分類される。3 人から 9 人くらいまでの比較的小規模な委員会であることが多い。その中には選挙管理、地理、統計関係の非党派的な公務員や裁判所の判事が委員となる国が多い。ニュージーランドのように、主要政党から委員が選ばれる国もある。<sup>4)</sup>

選挙全般について管理する選挙管理委員会が区割り案の作成をも行う国は 60 か国中 21 か国である。選挙管理委員会は政府や議会から独立していることが多いが、ケニアのように独立性が低い国もある。<sup>5)</sup>

議会が区割り案の作成を行う国は 60 か国中 14 か国である。しかし、この中には定期的な見直しが行われない国も多く、混合制を採用しているために、小選挙区の区割りが政治的に大きな影響を持たない国もある。小選挙区制を採用する国で、議会が区割りの権限を有し、区割りが政治的に大きな影響力を持つ国は、アメリカとフランスに限られる。ただし、後述するように、両国とも最近ではその傾向に変化が見られる。<sup>6)</sup>

かつては、議会以外の機関が区割り案を作成する場合でも、区割り案について議会の承認を必要とする国が多かったが、最近は多くの国で、議会の承認を不要としている。選挙区画委員会が区割り案を作成する 22 か国ではそのうち 8 か国で、選挙管理委員会が区割り案を作成する 21 か国ではそのうち 16 か国で、議会の承認が不要である。議会の承認が必要であっても形式的なものに過ぎない国も多い。<sup>7)</sup>

## 2 区割りの見直しの間隔

区割りの見直しの間隔については、一定期間ごとに見直さなければならないとする国が 57% を占める。期間の長さは、短い国で 3 年、長い国で 12 年となっているが、我が国と同様に 10 年ごととする国が多い。もっとも何らかの事情で規定通りに見直しが行われない場合もある。見直しの間隔が明示されていない国であっても、格差が一定以上に大きくなった場合など何らかの基準を設け、区割りの見直しのタイミングを規定する国が多い。<sup>8)</sup>

<sup>2)</sup> Lisa Handley, "A Comparative Survey of Structure and Criteria for Boundary Delimitation," *Redistricting in Comparative Perspective*, New York: Oxford University Press, 2008, pp.265-305.

<sup>3)</sup> *ibid.*, p.267.

<sup>4)</sup> *ibid.*, pp.268-269.

<sup>5)</sup> *ibid.*, p.269.

<sup>6)</sup> *ibid.* なお、政府機関が区割り案の作成を行う国が 3 か国ある。

<sup>7)</sup> *ibid.*, p.270.

<sup>8)</sup> *ibid.*, pp.271-272.

### 3 区割りの見直しの基準

区割りを見直す際に考慮される基準としては、人口、行政区画や地勢などの地理的要素、交通事情などが用いられる。人口をなるべく等しくするという基準は、60か国すべてで用いられている。人口の指標としては、「人口」とする国が53%と過半数を占めるが、「有権者数」を用いる国も34%ある。<sup>9</sup>

人口の格差の許容限度については、特に具体的な数値的基準を設けていない国が75%を占める。基準を設けている国では、アメリカのように州内の各選挙区では可能な限り人口を等しくすることが求められる国<sup>10</sup>から、シンガポールのように各選挙区の1議席当たり有権者数を全国平均の上下30%以内まで認める国まである<sup>11</sup>。このほか、韓国では各選挙区の人口が全国平均の上下50%を超えると違憲になる旨の判例がある<sup>12</sup>。また、オーストラリアでは、現在の有権者数だけでなく、将来予測有権者数も勘案して区割りをしなければならない<sup>13</sup>。

行政区画や自然の境界など地理的な要素を区割りの際に考慮する国も多い。人口密度や過疎の度合いが考慮される国も12か国ある<sup>14</sup>。地理的な要素としては、隣接性(contiguity)と緊密性(compactness)が考慮の対象となる国も多い。つまり、選挙区はつながっていないのではなく、また奇妙な形であってはならないということである。<sup>15</sup>

## II 主要国議会下院の選挙区割りの見直し

### 1 アメリカ

#### (1) 特徴

小選挙区制を採るアメリカでは、州内の選挙区間の人口の均衡が厳格に求められる。また、人種的マイノリティに配慮して区割りが行われることも大きな特徴である。区割りに際しては、州の境界を跨ぐ選挙区はないが、州内の行政区画はあまり尊重されず、分割される自治体も数多い。区割り案の作成は州議会が権限を有しており、政治的・恣意的な区割りが行われることが多いとされる。ただし区割り案の作成を第三者機関に委ねる州が増

<sup>9</sup> *ibid.*, pp.272-273. その他の人口の指標としては、「外国人等を除いた市民の人口」とする国、「投票可能年齢人口」とする国、「前回選挙における有権者数」とする国がある。

<sup>10</sup> アメリカのような極小の偏差しか許容しない「一人一票」の基準(“one person, one vote” standard)は、他の国では要求されないものである、と Handley は指摘している (*ibid.*, p.282.)。

<sup>11</sup> *ibid.*, pp.273-274. 我が国では、一票の格差を示す指標として最大格差(議員1人当たり人口の最大値と最小値の割合)を用いることが多いが、国際的には偏差(議員1人当たりの平均人口から乖離している割合)を用いることが多い。

<sup>12</sup> 在日コリアン弁護士協会編著・孫亨燮監修「14 選挙区人口格差事件」『韓国憲法裁判所 社会を変えた違憲判決・憲法不合致判決—重要判例 44—』日本加除出版, 2010, pp.111-116.

<sup>13</sup> 松尾和成「オーストラリア連邦議会下院選挙区の較差是正制度」『レファレンス』681号, 2007.10, pp.49-65. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999712\\_po\\_068103.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999712_po_068103.pdf?contentNo=1)>

<sup>14</sup> この12か国の多くは、カリブ海諸国など人口の少ない島国やアフリカの発展途上国であり、先進国には見られない。上記の12か国には含まれていないが、先進国の中では、デンマークやノルウェーでも選挙区の人口密度や面積を考慮することが求められている。しかし、これらの国ではこのことが憲法上で明記されているため、格差が憲法上の問題にならない。

<sup>15</sup> Handley, *op.cit.* (2), p.274.

えてきている。<sup>16</sup>

## (2) 区割りの見直しの方法

合衆国憲法には「上院議員および下院議員の選挙を行う時、所および方法は、各州においてその議会が定めるものとする」<sup>17</sup>と規定されており、連邦議会下院の区割りも各州において州議会が決定する事項である。多くの州では通常の州法と同様の立法過程を必要とするため、州の上下両院の可決と州知事の承認が必要となる。したがって、州議会の両院の多数派と州知事が同じ政党に属している場合、その政党に有利な区割りを行うことが容易となる。また、二大政党の妥協によって現職議員にとって有利な区割りを行うこともある。これらの政治的・恣意的で不自然な形状の選挙区割りはゲリマンダー (Gerrymander) と呼ばれる<sup>18</sup>。

近年では、ゲリマンダーを防ぐために、区割り案の作成を第三者機関に委ねる州も増えてきている<sup>19</sup>。第三者機関の構成や権限は州によって様々である。<sup>20</sup>

区割りの見直しは、10年ごとの国勢調査の結果を受けて行われる<sup>21</sup>。前回の国勢調査は2010年4月1日現在で実施されており、2012年11月の選挙から新たな区割りが適用された。国勢調査人口により、国勢調査局 (Census Bureau) は、定数435議席を50州の人口<sup>22</sup>に応じて均等比例方式<sup>23</sup> (method of equal proportions) により再配分 (reapportionment) する。1議席しか配分されない州<sup>24</sup>を除く各州については、配分議席数の選挙区に再区画 (redistricting) する。区割りは、各州の州法として制定される。

<sup>16</sup> Royce Crocker, “Congressional Redistricting: An Overview,” *CRS Report for Congress*, R42831, November 21, 2012. <<http://www.fas.org/sgp/crs/misc/R42831.pdf>>; “Chapter 22, Reapportionment and Redistricting,” *Guide to U.S. Elections 6<sup>th</sup> edition*, Washington, D.C.: CQ Press, 2009, pp.933-966; 森脇俊雅『小選挙区制と区割り—制度と実態の国際比較—』芦書房, 1998.

<sup>17</sup> アメリカ合衆国憲法第1条第4節第1項。日本語訳は初宿正典・辻村みよ子編『新解説 世界憲法集 (第2版)』三省堂, 2010によった。

<sup>18</sup> 「第2章 ゲリマンダリング—アメリカの現状と課題—」森脇 前掲注(16), pp.65-100.

<sup>19</sup> 2010年再配分においては、アリゾナ、カリフォルニア、ハワイ、アイダホ、ニュージャージー、ワシントンの6州で第三者機関によって区割り案が作成された (モンタナ州は第三者機関が設置されているが、連邦議会の議席は1議席しか配分されていないので区割りは行われていない)。また、アイオワ州では、立法補佐機関が区割り案を作成している (Crocker, *op.cit.*(16), pp.16-18.)。

<sup>20</sup> Michael P. McDonald, “United States Redistricting: A Comparative Look at the 50 States,” *op.cit.*(2), pp.55-71; 梅田久枝「アメリカの選挙区画再編に関する立法動向—選挙過程からの政治の排除—」『外国の立法』No.236, 2008.6, pp.163-172.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000248\\_po\\_023601.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000248_po_023601.pdf?contentNo=1)>

<sup>21</sup> 2 U.S.C. §2a(a). ただし、区割りは州議会の権限であることから、州議会選挙の結果により多数派が変わった場合、自党に有利な区割りにするために、定期的な見直しを待たずに見直しが強行される例もある。事例としては、“Mid-decade redistricting and partisan gerrymandering,” *Guide to U.S. Elections 6<sup>th</sup> edition*, *op.cit.*(16), pp.961-965; 森脇俊雅「2000年代の議員定数再配分と選挙区画再編—アメリカと日本における諸問題—」『法と政治』58巻2号, 2007.7, pp.18-20を参照。

<sup>22</sup> 再区画の際に基準となる人口は、外国人も含めた住民人口 (resident population) であるが、再配分の計算に用いるのは配分人口 (apportionment population) であり、各州の住民人口に当該州を最終住所地とする海外在住の軍人及び連邦政府職員とその扶養家族を加えた人数である。

<sup>23</sup> 2 U.S.C. §2a(a). ヒル式、ハンチントン式などとも呼ばれる。総定数435議席のうち、各州に1議席ずつを配分した上で、残余の385議席について、各州の人口を $\sqrt{1 \times 2}$ 、 $\sqrt{2 \times 3}$  ...  $\sqrt{n(n+1)}$  で除し、その商の大きい順に議席を配分していく方法である。詳細は、United States Census Bureau, “Computing Apportionment.” <<http://www.census.gov/population/apportionment/about/computing.html>>を参照。

<sup>24</sup> 2010年の再配分において、1議席の配分となったのは7州であった。

### (3) 許容される選挙区間の人口の格差

州内の選挙区間では可能な限り人口は同数でなければならない<sup>25</sup>。すべての選挙区の人口が全く同数という州もある<sup>26</sup>。また、過去には約 0.7%の最大格差が違憲と判断された例もある<sup>27</sup>。しかし、これは州内の選挙区間の人口の格差である。まず、定数を州に配分した上で州内の区割りを行うという二段階の手続を踏むところから、州と州の間では必然的に一定程度の格差が生じ<sup>28</sup>、連邦レベルでは、2 倍近い最大格差が生じている<sup>29</sup>。しかし、この点は問題とならない。

### (4) 人口以外の区割りの基準

1965 年投票権法によりマイノリティの投票権を保障することが求められており、区割りにおいてもマイノリティに配慮することが求められる<sup>30</sup>。具体的には、各州における黒人やヒスパニックの割合に応じた議員数を選出するために、黒人やヒスパニックが当選するような人口構成の選挙区をつくらなければならない<sup>31</sup>。その一方で連邦最高裁判所は、人種だけを主たる要因とした不整形で奇妙な形状の選挙区づくりを違憲としている<sup>32</sup>。

この他にも「奇妙な形ではないこと」、「つながっていること」、「郡 (county) 及びその他の行政区域を尊重すること」などの基準が各州の州憲法や州法などで定められている州も多い<sup>33</sup>。しかし、人口の均衡及びマイノリティへの配慮という基準を実現するために、これらの基準は軽視されやすい<sup>34</sup>。

### (5) 司法の関与

かつては連邦議会の一票の格差は大きく、1946 年時点で 8 倍余りの最大格差が生じていた州も存在した。しかし裁判所は、格差の是正は「政治問題」として、司法判断適合性を否認していた。ところが 1960 年代以降、裁判所は区割りについて積極的に関与するようになり、州内の選挙区間の人口は厳格な均衡が求められるようになっていく<sup>35</sup>。

裁判所は、人口格差には厳しい態度で臨むが、ゲリマンダーに対しては人種的ゲリマン

<sup>25</sup> *Wesberry v. Sanders*, 376 U.S. 1(1964). 合衆国憲法第 1 条第 2 節を一人一票の憲法上の根拠として争われたが、その後の訴訟では第 1 条第 2 節に加えて、修正第 14 条も根拠とされている。

<sup>26</sup> 2010 年の再区画において、ニューメキシコ州 (定数 3) はすべての選挙区の人口が 686,393 人となった。また、フロリダ州 (定数 27) は 22 の選挙区の人口が 696,345 人、5 の選挙区の人口が 696,344 人である。このように差が 1 人しかない州も数多い。

<sup>27</sup> *Karcher v. Daggett*, 462 U.S. 725(1983).

<sup>28</sup> 二段階の区割りが必然的に一定程度の格差を生むことについては、佐藤令「衆議院及び参議院における一票の格差」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』714 号, 2011.6.9, pp.9-11.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050453\\_po\\_0714.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050453_po_0714.pdf?contentNo=1)>を参照。

<sup>29</sup> 2010 年の再区画において、人口が最多の選挙区はモンタナ全州区の 989,415 人、最少の選挙区はロードアイランド州 1 区の 526,283 人であり、最大格差は約 1.88 倍である。

<sup>30</sup> 42 U.S.C. §§1971, 1973 to 1973bb-1 ; 28 C.F.R. 51, Appendix. 過去にマイノリティに対する深刻な政治的差別があった 9 州の全部及び 7 州の一部の地域については、選挙関連規定を改正する際には連邦司法省の事前承認が必要とされる。

<sup>31</sup> 湯浅塾道「マイノリティ・マジョリティ選挙区割りの形成—1980~90 年代の動向を中心に—」『九州国際大学法学論集』13 卷 1 号, 2006.9, pp.119-164.

<sup>32</sup> 森脇 前掲注(21), pp.6-11.

<sup>33</sup> National Conference of State Legislatures, *Redistricting Law 2010*, Denver, 2009, pp.105-114, 172-217.

<sup>34</sup> 森脇 前掲注(16), p.35.

<sup>35</sup> 一連の判決については、畑博行「第八章 議員定数不均衡の是正と司法部」『アメリカの政治と連邦最高裁判所』有信堂高文社, 1992, pp.169-199 を参照。

ダーと政治的ゲリマンダーによって対応が異なる。上述のとおり、人種的ゲリマンダーについては人種だけを主たる要因とした不整形で奇妙な形状の選挙区づくりを違憲とする一方で、政治的ゲリマンダーについては憲法判断の基準が不明であることから、違憲と判断したことはない<sup>36</sup>。

なお、訴訟の際に原告は、我が国のように既に行われた選挙の無効を求めるのではなく、現行の区割りを定めた法律の無効宣言とそれによって選挙を行うことを禁止する差止命令を選挙の前に求めるのが通例である<sup>37</sup>。違憲判断が下され、州議会が新たに区割りを行うことができない場合には、暫定的に裁判所が区割りを行うこともできる<sup>38</sup>。

#### (6) 区割りの見直しができなかった場合の措置

各州において、区割りの見直しが選挙に間に合わなければ、州の配分議席数に変更がない場合は旧選挙区のままでの選挙が、議席が増加した場合は旧選挙区での選挙に加えて増加分について州全体を選挙区とする全域 (at large) 選挙<sup>39</sup>が、議席が減少した場合は全議席について全域選挙が、それぞれ行われる<sup>40</sup>。

## 2 イギリス

### (1) 特徴

2011年2月16日に2011年議会選挙制度及び選挙区法<sup>41</sup>が成立し、下院の選挙制度を単純小選挙区制から選択投票制に変更するか否かの国民投票を実施すること及び定数を650議席から600議席に削減することを定めるとともに、区割りの方法を大幅に改正した<sup>42</sup>。改正前は行政区画が重視される一方で、選挙区間の有権者数の均衡はそれほど重視されず最大格差も5倍近かった。しかし、改正後は行政区画よりも有権者数の均衡が重視されることとなり、原則として、各選挙区の有権者数は全国平均有権者数の上下5%の間に収まるように区割りされなければならないことになった。2015年総選挙に向けて、2013年10月までに区割り案が作成される予定であったが、区割り案作成の期限は2018年10月まで延期され、定数削減も延期された。<sup>43</sup>

<sup>36</sup> 東川浩二「政治的ゲリマンダの法的規制—州憲法の復権と競争理論」『選挙研究』24巻1号, 2008, pp.95-104.

<sup>37</sup> 田中和夫「アメリカにおける議員定数の是正と裁判所」『ジュリスト』No.532, 1973.5.15, p.92.

<sup>38</sup> 青木誠弘「アメリカにおける連邦裁判所の「歓迎されない責務」と選挙区の区分を改正する州の立法者の権限」『筑波法政』51号, 2011.9, pp.99-119.

<sup>39</sup> 全域選挙とは、全州を一区として行う選挙であり、選出人数が複数の場合は完全連記制で行われる。

<sup>40</sup> 2 U.S.C. §2a(c)

<sup>41</sup> Parliamentary Voting System and Constituencies Act 2011 (c. 1)

<sup>42</sup> 2010年5月に成立したキャメロン政権は保守党と自由民主党の連立政権であるが、選挙制度の変更は自由民主党が希望し、区割りの方法の改正は保守党が希望したものである。選挙区間の有権者数の不均衡は、労働党に有利に、保守党に不利に働いていた。なお、選挙制度の変更は、国民投票により否決された。

<sup>43</sup> Isobel White and Neil Johnston, "Constituency boundaries: the Sixth General Review," *House of Commons Library*, Standard Note: SN/PC/05929, 1 February 2013.

<<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN05929.pdf>>; Ron Johnston and Charles Pattie, "From the Organic to the Arithmetic: New Redistricting/ Redistribution Rules for the United Kingdom," *Election Law Journal*, Volume 11, Issue 1, (March 2012), pp.70-89; 河島太郎「立法情報 イギリス 議会選挙制度及び選挙区法の制定」『外国の立法』No.247-1, 2011.4, pp.10-11.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050619\\_po\\_02470104.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050619_po_02470104.pdf?contentNo=1)>

## (2) 区割りの見直しの方法

イギリス内の各地域（イングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランド）に設置される選挙区画委員会（Boundary Commission）が区割りの見直しを行う。各委員会は4人で構成され、下院議長がすべての委員会の委員長となり、副委員長及び2人の委員は所管の国務大臣<sup>44</sup>によって任命される<sup>45</sup>。副委員長には裁判所の判事が、その他の委員には法律的な識見を有する者及び地方行政について識見を有する者が任命されるのが通例である。委員長は会議に出席しないことが慣例となっており、会議は副委員長により主宰される。<sup>46</sup>

法改正前は、各地域への定数配分は、法律でおおよそその配分数が規定されており<sup>47</sup>、8～12年ごとに区割りを見直すこととされていた。改正後は、議会任期が5年に固定された<sup>48</sup>ことにあわせて、5年ごとに各地域の有権者数に応じて定数600議席をサンラグ式<sup>49</sup>で配分した上で、委員会が見直し案を勧告することとなった<sup>50</sup>。

委員会が区割りを見直す際には、改正前は、見直し案を地方紙において公表し、地方公聴会（local inquiry）を開催し、住民の意見を反映させていた<sup>51</sup>。しかし、改正により地方公聴会は廃止され、新たに意見公募手続（consultation）が行われることになった。委員会は見直し案を地方紙に公表するのではなく、特定の場所で縦覧に供し、書面による異議を受け付けるとともに、公聴会（public hearing）を開催し、意見を聴取する。<sup>52</sup>

これらを踏まえた上で委員会は、最終的な区割りの見直し案を国務大臣に勧告する。国務大臣は勧告を受領した後、議会に提案する。区割りの見直し案は、議会の両院の承認を経て<sup>53</sup>、勅令として公布され発効する。<sup>54</sup>

## (3) 許容される選挙区間の有権者数の格差

改正前も、各選挙区の有権者数は各地域の選挙区平均有権者数にできるだけ近いものであることが求められていたが、厳密な基準は存在せず、5倍を超える最大格差が存在した。改正後は、各選挙区の有権者数は、全国の選挙区平均有権者数の95%以上105%以下でな

<sup>44</sup> 現在は、内閣府が選挙制度を所管しており、クレッグ副首相が選挙制度を所管する国務大臣となっている。

<sup>45</sup> Parliamentary Constituencies Act 1986 (c. 56), Sch.1.

<sup>46</sup> 河合合一「英国における下院議員選挙区画の改定（1）」『選挙』61巻4号, 2008.4, p.21.

<sup>47</sup> Parliamentary Constituencies Act 1986, Sch.2. 「グレート・ブリテン（イングランド、スコットランド及びウェールズ）の全選挙区数は613より著しく多くも少なくもないこと」などあいまいな規定であり、総定数も決められていなかったため、区割りの見直しの度に定数が増加することが多かった。

<sup>48</sup> Fixed-term Parliaments Act 2011(c.14); 河島太朗「イギリスの2011年議会任期固定法」『外国の立法』No. 254, 2012.12, pp.4-34. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_4023707\\_po\\_025402.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023707_po_025402.pdf?contentNo=1)>

<sup>49</sup> 各地域の有権者数を1、3、5、7…と奇数で除して、商が大きい順に定数に達するまで各地域に議席を配分する方法。

<sup>50</sup> Parliamentary Voting System and Constituencies Act 2011, s. 10(3).

<sup>51</sup> 地方公聴会を経たケースの70～80%が当初案を修正することになるという（森脇 前掲注(16), p.111.）。しかし、その実態は、住民の意見というよりも、政党が自らの利益を区割りの見直し案に反映させる場になっていた（Ron Johnston et al., “Far Too Elaborate About So Little: New Parliamentary Constituencies for England,” *Parliamentary Affairs*, Vol.61 No.1, 2008.1, p.17.）。

<sup>52</sup> Parliamentary Voting System and Constituencies Act 2011, s.12.

<sup>53</sup> 慣例的に議会は修正を加えることはなく、原案のまま可決するか、否決するかのいずれかであり、政治的中立性に配慮して数時間の簡単な審議を行うだけで原案通り可決されるのが通例である（河合 前掲注(46), p.26.）。

<sup>54</sup> Parliamentary Constituencies Act 1986, ss.3-4.

ければならない<sup>55</sup>、という厳密な基準が設けられた<sup>56</sup>。したがって、例外の選挙区を除き最大格差は  $105 \div 95 = \text{約 } 1.11$  倍以下となる。

#### （４）有権者数以外の区割りの基準

改正前は、県（county）などの行政区画の境界を跨がないことを原則としていた。しかし、改正後は、有権者数の均衡が優先され、行政区画は「考慮することができる」に過ぎないこととなった。この他にも、選挙区の大きさ、形状及び交通の利便性などの地理的事項、既存の選挙区割り、選挙区の変更により断たれる地域的つながり並びに選挙区の変更によって生じる不都合についても考慮することができる。<sup>57</sup>

#### （５）司法の関与

区割りを定めた勅令は、いかなる司法手続においても争うことができないことが規定されており<sup>58</sup>、有権者数の不均衡を理由とした選挙無効訴訟は提起することができない。勅令に対してではなく、イングランド選挙区画委員会の報告書の国务大臣に対する提出の差止めを求める訴訟が起こされたことはあるが、裁判所は、有権者数の均衡よりも行政区画の重視が優先されるとし、選挙区画委員会の広範な裁量権を確認し、請求を棄却した<sup>59</sup>。

#### （６）区割りの見直しができなかった場合の措置

1986年議会選挙区法は、区割りの見直し案が議会で承認されなかった場合の規定を設けていないため、法律が成立しても、区割りの見直し案について議会の承認が得られない場合は、法律は発効せず、定数も区割りも従来の規定が適用される。

2012年8月にニック・クレグ（Nick Clegg）副首相（自由民主党党首）は、自由民主党が重要課題としていた上院改革を保守党がつぶしたことへの対抗措置として、区割りの見直し案の承認について党として反対する方針を表明した<sup>60</sup>。そして2013年1月には、自由民主党と労働党の主導により1986年議会選挙区法が改正され、選挙区画委員会の見直し案の勧告の期限が2018年10月までに5年間延長され、定数の650議席から600議席への削減も延期された<sup>61</sup>。

<sup>55</sup> 現在作業中の区割りでは、島嶼部の4選挙区を除く2010年12月1日現在の全国の有権者数（45,678,175人）を残余の選挙区数（596）で除した76,641人が平均有権者数となり、各選挙区の有権者数は72,809人以上80,473人以下でなければならない。Feargal McGuinness, “Sizes of constituency electorates,” *House of Commons Library*, Standard Note: SN/SG/5677, 4 March 2011. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN05677.pdf>>を参照。

<sup>56</sup> Parliamentary Voting System and Constituencies Act 2011, s.11. なお、次のような例外がある。  
①選挙区の面積は13,000 km<sup>2</sup>を超えてはならず、12,000～13,000 km<sup>2</sup>の選挙区については、有権者数が全国平均の95%未満となることを妨げない。

②島嶼部の4選挙区については、有権者数の基準を適用しない。

③北アイルランドは、有権者数の下限の許容範囲を若干広げている（下限は70,583人）。

<sup>57</sup> *ibid.*

<sup>58</sup> Parliamentary Constituencies Act 1986, s.4(7).

<sup>59</sup> Oonagh Gay, “The Rules for the Redistribution of Seats- history and reform,” *House of Commons Library*, Standard Note SN/PC/05628, 28 July 2010, pp.6-7.

<<http://www.parliament.uk/documents/commons/lib/research/briefings/snpc-05628.pdf>>

<sup>60</sup> White and Johnston, *op.cit.*(43), pp.5-7; 「英連立に亀裂 保守、上院改革つぶす 自民、区割り変更「反対」」『読売新聞』2012.8.15.

<sup>61</sup> Electoral Registration and Administration Act 2013 (c. 6), s.6.

### 3 ドイツ

#### (1) 特徴

小選挙区比例代表併用制を採るドイツでは、基本定数 598 議席のうち半数の 299 の小選挙区が設けられており、総選挙を行うごとに選挙区割りの見直しが行われる。連邦制ではあるが、州内の選挙区間の人口の均衡のみが求められるアメリカとは異なり、連邦レベルで選挙区間の人口の一定の均衡が求められている。<sup>62</sup>

#### (2) 区割りの見直しの方法

選挙区画委員会 (Wahlkreiskommission) が区割りの見直しを行う。委員会は、連邦統計局長官、連邦行政裁判所の裁判官その他 5 人の委員<sup>63</sup>をもって構成される<sup>64</sup>。

区割りの見直しは、総選挙後の新議会期の開始から 15 か月以内に行わなければならない<sup>65</sup>。連邦議会議員の任期は 4 年であるため、原則として 4 年ごとに見直される。2013 年 9 月に予定される総選挙の区割りは、2009 年 9 月の総選挙後に、2009 年 12 月 31 日現在の人口を基に見直されたものである。

小選挙区の定数 299 議席は、16 の州の人口に応じてサンラグ・シェーパース式<sup>66</sup>で配分される。選挙区画委員会は、各州内の区割りの見直しについて、総選挙後の新議会期の開始から 15 か月以内に連邦内務省に対して報告し、連邦内務省は、当該報告を遅滞なく連邦議会に送付する。議会が連邦選挙法の付表を改正し区割りが見直される<sup>67</sup>。

#### (3) 許容される選挙区間の人口の格差

各選挙区の人口は、全国選挙区平均人口からの偏差が 15%を超えないようにし、25%を超えてはならない<sup>68</sup>。偏差が 25%を超えた場合は、新たに区割りを行わなければならない

<sup>62</sup> “Wahlkreiseinteilung für die Bundestagswahl 2013: Die Wahlkreiskommission.”

<<http://www.bundeswahlleiter.de/de/glossar/downloads/Wahlkreiskommission.pdf>>; 渡辺重範「第 12 章 常設選挙区割委員会」『ドイツ近代選挙制度史—制度史よりみたドイツ近代憲法史の一断面』成文堂, 2000, pp.272-284.

<sup>63</sup> 現在は、ノルトライン・ヴェストファーレン州、パーデン・ヴェルテンベルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州及びヘッセン州の州選挙長並びにバイエルン州の参事官の 5 人である。

<sup>64</sup> Bundeswahlgesetz §3 Abs.2.

<sup>65</sup> Bundeswahlgesetz §3 Abs.4.

<sup>66</sup> 比例配分方法の一種で、前掲注(49)で説明したサンラグ式と同様の結果になる。サンラグ・シェーパース式の説明は、山口和人「ドイツの連邦選挙法」『外国の立法』No.237, 2008.9, p.38 <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000199\\_po\\_023703.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000199_po_023703.pdf?contentNo=1)>を参照。

<sup>67</sup> 選挙区画委員会による各州への配分議席数や、州内の区割りに関する見直し案の勧告は、法案提出に至らないことが多く、提出された場合でも議会で修正された上で法改正が行われることが多い (Wolfgang Schreiber, *Handbuch des Wahlrechts zum Deutschen Bundestag: Kommentar zum Bundestagswahlgesetz, 7. Auflage*, Köln: Carl Heymanns Verlag, 2002, pp.183-185; 菅原泰治「諸外国における選挙区画改正のための第三者機関について (二) —ドイツの選挙区画委員会—」『選挙時報』41 卷 3 号, 1992.3, pp.23-28.)。2013 年選挙に向けた区割りの見直しでは、各州への配分議席数については勧告に従っているものの、州内の区割りに関しては一部修正されている。

<sup>68</sup> 2013 年 9 月に予定される総選挙における区割りで、人口が最多の選挙区はバイエルン州のフルト選挙区の 295,840 人、最少の選挙区はバイエルン州のヴァイルハイム選挙区の 201,004 人であり、最大格差は約 1.47 倍である (Bericht der Wahlkreiskommission für die 17. Wahlperiode des Deutschen Bundestages gemäß § 3 Bundeswahlgesetz (Drucksache 17/4642) 2011.1.28.)。なお、選挙区の人口が全国選挙区平均人口を 15%以上上回っている選挙区は 14 あり、15%以上下回っている選挙区は 21 あり。ただし、この資料における各選挙区の人口は、議会による修正前の数字であり、修正後の人口が分かる資料は見当たらない。

い。したがって、最大格差は  $125 \div 75 =$  約 1.67 倍以下となる。

#### (4) 人口以外の区割りの基準

選挙区がまとまりのある1つの地域をなすべきこと<sup>69</sup>と、市町村、郡及び郡と同格の市 (Gemeinden, Kreise und kreisfreien Städte) の境界をできるだけ遵守すべきこと<sup>70</sup>が規定されている。

#### (5) 司法の関与

1961年連邦議会選挙において、各州への定数配分が不均衡であり人口偏差の大きい選挙区があること(当時の偏差の上限である  $33 \cdot 1/3\%$  を超える選挙区が連邦全体で 37 選挙区に達していた)について異議申立てがなされた。連邦憲法裁判所は、選挙区割り自体を違憲と判断しながらも、選挙の無効性を否定する「違憲警告判決」を下している。<sup>71</sup>

また、1994年連邦議会選挙において、超過議席<sup>72</sup>の合憲性が争われた際に、連邦憲法裁判所は1997年4月に、超過議席については合憲判決を下す一方で、 $33 \cdot 1/3\%$  という偏差の上限が不十分であると指摘した。連邦議会は、判決前の1996年11月に、超過議席が多数発生した要因の一つが選挙区間の人口偏差にあったとして、偏差の上限を25%に引き下げる改正を行っている。<sup>73</sup>

## 4 フランス

### (1) 特徴

小選挙区二回投票制を採るフランスでは、2008年7月に憲法が改正され、区割りの見直しに独立委員会が関与することになった(憲法第25条第3項)。かつては、各県に2議席以上の配分が保証されており、最大格差も5倍以上となっていたが<sup>74</sup>、2009年1月に従来の各県への定数配分方法に違憲判断が下されたことを受けて配分方法が見直され、人口の少ない県には1議席しか配分されないこととなり、格差も2倍強にまで縮小した。<sup>75</sup>

### (2) 区割りの見直しの方法

<sup>69</sup> Bundeswahlgesetz §3 Abs.1 Nr.4.

<sup>70</sup> Bundeswahlgesetz §3 Abs.1 Nr.5.

<sup>71</sup> 加藤一彦「80 連邦議会選挙の選挙区割と平等選挙の原則—第2次選挙区割事件—」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例(第2版)』信山社, 2003, pp.481-486.

<sup>72</sup> ある州で一つの政党が大量に小選挙区当選者を出した場合などに、その数が比例代表選挙を通じて当該政党の州名簿に配分された議席数を上回ることがある。そのようなときにも、小選挙区当選者には必ず議席が与えられることになっているため、当該政党は配分議席数よりも多くの議席を獲得し、連邦議会に基本定数を超える数の議席が設けられることになる。基本定数を超えた分の議席を「超過議席」と呼ぶ。

<sup>73</sup> 山口和人「海外法律情報 ドイツ 選挙法の改正と違憲審査」『ジュリスト』No.1106, 1997.2.15, p.114; 山口和人「海外法律情報 ドイツ 超過議席に合憲判決」『ジュリスト』No.1115, 1997.7.1, p.138.

<sup>74</sup> 改正前の制度の概要については、Michael Balinski, “Redistricting in France under Changing Electoral Rules,” *op.cit.*(2), pp.173-190.

<sup>75</sup> 改正後の制度の概要については、OSCE Office for Democratic Institutions and Human Rights, “REPUBLIC OF FRANCE PARLIAMENTARY ELECTIONS 10 and 17 June 2012 OSCE/ODIHR Election Assessment Mission Final Report,” pp.4-5. <<http://www.osce.org/odihr/elections/93621>>; “Le redécoupage électoral.” Vie-publique.fr <<http://www.vie-publique.fr/actualite/faq-citoyens/redecoupage-electoral/>>を参照。また、自治体国際化協会パリ事務所西村高則氏と C.H. Houzet 氏から教示を得た。

かつては、「選挙区は、人口の変動に応じ、前回の画定以降二度目の人口一般調査の後に見直しを行う」と選挙法において規定されていたが<sup>76</sup>、1986年に選挙区が画定された後に、1990年及び1999年に人口一般調査が行われたものの<sup>77</sup>、区割りの見直しは行われなかった。2009年の選挙法改正により、区割りの見直しの間隔についての規定は廃止された。なお、2009年の区割りの見直しは、2008年1月1日現在人口を基準として行われている。

各県の議席数は、海外領土や在外選挙区などを除く100の県の人口に応じて556議席を区切り方式を用いて配分することにより定められる<sup>78</sup>。区切り方式とは、1議席当たり人口を定め<sup>79</sup>、各県の人口をその値で除し、小数点以下を切り上げた値の議席を配分するという方式である。改正前は、人口の少ない県についても2議席以上の配分が保証されていたが、この点について憲法院が違憲判断を下し、2009年の区割りでは人口の少ない2県については配分議席が1議席となっている。<sup>80</sup>

各県内の区割りの見直しについては、政府がオルドナンス案を作成する。区割りの見直しを審査する機関について、1986年の選挙区画定についての法律は、政府が作成した区割りの見直しのオルドナンス<sup>81</sup>案を、コンセイユ・デタ（国務院）、破棄院及び会計検査院により2人ずつ指名された計6人からなる委員会（賢人委員会）の審査に付し、さらにコンセイユ・デタの意見を徴することを定めていた<sup>82</sup>。2008年憲法改正により第25条第3項が設けられ、国民議会（下院）議員の選挙区の画定又は上下両院の議席配分を修正する公式見解を公表する独立委員会が創設されることとなった。独立委員会は、大統領と両院議長がそれぞれ指名する計3人並びにコンセイユ・デタ評定官、破棄院裁判官及び会計検査院主任評定官1人ずつの合計6人で構成される。政府が作成した区割りのオルドナンス案は同委員会に付託されることとなった。委員会の答申を踏まえてオルドナンスが定められ、さらに、オルドナンスを追認する法律が議会で制定されることにより区割りが確定する。<sup>83</sup>

### （3）許容される選挙区間の人口の格差

県内の選挙区間では、各選挙区の人口は県の選挙区平均人口から20%以上乖離してはな

<sup>76</sup> 2009年1月13日の法律第2009-39号による改正前の Code électoral, Article L125.

<sup>77</sup> かつては、フランスの人口調査の間隔は不定期であり、6～9年ごとに全数調査が行われていた。しかし、2002年の制度改正により、毎年一部の自治体を調査（人口規模によって全数調査か標本調査かが異なる）し、5年をかけて全自治体について調査する方式となった（西村善博「フランス新人口センサスの基本設計の展開」『大分大学経済論集』59(2), 2007.7, pp.99-131.）。

<sup>78</sup> 2011年3月にマイヨットが海外県に昇格したため、今後は101の県の人口に応じて558議席を配分する。

<sup>79</sup> 1986年の配分の際には108,000人、2009年の配分の際には125,000人と定められた。

<sup>80</sup> 只野雅人「投票価値の平等と行政区画」『一橋法学』9巻3号, 2010.11, pp.776-780.

<sup>81</sup> 憲法第38条は、政府が予定された政策の実施のため、通常は法律事項に属する措置を、国会の授権法律に基づき、一定期間に限り、オルドナンスで定めることの承認を国会に対して求めることができることを定める。オルドナンスは、コンセイユ・デタの意見を聴いた後に、閣議で定められる。オルドナンスはその公布と同時に施行されるが、国会による追認のための政府提出法案が、授権法律に定められた期間内に提出され、追認がなされると、オルドナンスは法律としての価値を取得する。

<sup>82</sup> Loi n° 86-825 du 11 juillet 1986 relative à l'élection des députés et autorisant le gouvernement à délimiter par ordonnance les circonscriptions électorales. Article 7; 只野雅人『選挙制度と代表制—フランス選挙制度の研究—』勁草書房, 1995, p.375.

<sup>83</sup> Code électoral, Article L.567-1～L.567-8; 只野 前掲注(80); 只野雅人「フランスの2008年憲法改正と選挙区画定」『選挙』62巻8号, 2009.8, pp.4-5; 鈴木尊紘「立法情報 フランス 「一票の格差」是正評議会の設置」『外国の立法』No.239-1, 2009.4, pp.8-9.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000110\\_po\\_02390104.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000110_po_02390104.pdf?contentNo=1)>

らない<sup>84</sup>。しかし、全国レベルでの格差についての規定はない。2009年の選挙法改正前は、1986年以降の人口変動にもかかわらず区割りが見直されなかったことや、各県に2議席以上の配分を保証していたことなどにより全国レベルでの最大格差は5倍を超えていたが、改正により約2.37倍にまで縮小した<sup>85</sup>。

#### (4) 人口以外の区割りの基準

離島や飛地のある県を除き選挙区が繋がっていなければならないこと並びにパリ、リヨン及びマルセイユを除き人口5,000人以下の市町村 (*commune*) 及び地続きで人口40,000人以下の小郡 (*canton*) は分割しないことが規定されている<sup>86</sup>。

#### (5) 司法の関与

従来、裁判所による違憲立法審査は、法律公布前の事前審査に限られており、一般市民の提訴権は認められていなかった。2009年1月の違憲判決は、2009年1月13日の法律第2009-39号の公布前に違憲審査が行われたものである。しかし、2008年憲法改正の中で、市民の提訴による法律の事後的な合憲性統制の仕組みが導入された。このことは、一票の格差にとって重要な意味を持っていくだろうと指摘されている。<sup>87</sup>

### おわりに

諸外国の選挙区割りを概観すると、アメリカやドイツのような連邦制国家においては州の境界を跨ぐ選挙区はつくられず、イギリスやフランスのような単一国家においても地域や県の境界を跨ぐ選挙区はつくられない。また、州内や県内で区割りを見直す際は、アメリカを除く各国は、選挙区間の人口の均衡を図りつつ、ゲリマンダーを避けるために、原則として行政区画の境界も尊重するという立場を採っている。まず各都道府県の人口に応じて議席を配分した上で、都道府県内において行政区画を考慮して区割りをを行うという我が国の方式は、諸外国と比較しても標準的なものと言えよう。

緊急是正法による0増5減は、実際の区割りの見直しが選挙に間に合わなかっただけでなく、平成23年最高裁判決が求めた1人別枠方式の廃止にも応えていない、という批判<sup>88</sup>があり、さらなる見直しが求められよう。その際に、選挙区間の人口の均衡を厳しく求めるのであれば、小選挙区においては困難なことから、選挙制度の抜本改革の議論と併せて、選挙区の定数が複数となる方式に変更することも検討対象となりえよう。小選挙区を維持するのであれば、ある程度までは格差を許容した上で、区割りの見直しの手続規定に則って定期的に見直しを行っていくことが望ましいと思われる。

<sup>84</sup> Loi n° 2009-39 du 13 janvier 2009 relative à la commission prévue à l'article 25 de la Constitution et à l'élection des députés, Article 2.

<sup>85</sup> 2009年の区割りでは、海外領土などを除き、人口が最多の選挙区はセーヌ・マリタイム県6区の146,866人であり、最少の選挙区はオート・アルプ県2区の62,082人であり、最大格差は約2.37倍である (Institut national de la statistique et des études économiques, "Résultats par circonscription législative 2012." <[http://www.insee.fr/fr/ppp/bases-de-donnees/donnees-detaillees/circo\\_leg/circo\\_leg-2012/tableau/circonscriptions.xls](http://www.insee.fr/fr/ppp/bases-de-donnees/donnees-detaillees/circo_leg/circo_leg-2012/tableau/circonscriptions.xls)> ) .

<sup>86</sup> *op.cit.*(84)

<sup>87</sup> 只野 前掲注(83), pp.1-8.

<sup>88</sup> 高見勝利「最高裁平成23年3月23日大法院判決雑感」『法曹時報』64巻10号, 2012.10, pp.29-33. 平成24年衆議院議員総選挙の一票の格差をめぐる訴訟においても、札幌高裁判決などで同様の指摘がなされている。

表 主要国議会下院の選挙区割りの見直しの概要

国名	日本		アメリカ	ドイツ
	平成 24 年総選挙まで	緊急是正法の枠組		
基準となる人数	人口		人口	人口
総人口	128,056,026 人 (平成 22 年国勢調査)		308,745,538 人 (2010 年国勢調査)	74,671,343 人 (2009 年末人口 (外国人を除く))
選挙区定数	300 人 (小選挙区)	295 人 (小選挙区)	435	299 (小選挙区)
選挙区平均人口	426,853 人	434,088 人	709,760 人	249,737 人
最大格差	約 2.524 倍	約 1.998 倍	約 1.88 倍	約 1.47 倍
見直しを行う機関	衆議院議員選挙区画定審議会		原則として各州議会が行うが、第三者機関が区割りをを行う州もある。	選挙区画委員会 (Wahlkreiskommission)
見直しの間隔	10 年 (国勢調査 (大規模調査)) ごと		10 年 (国勢調査) ごと	総選挙 (任期 4 年。ただし解散あり) ごと
見直しの手順	<p>①各都道府県に議席を配分する。まず、各都道府県に 1 議席ずつ配分し (1 人別枠方式)、残余の議席を都道府県の人口に応じてヘアー式最大剰余法で配分する。</p> <p>②衆議院議員選挙区画定審議会は、国勢調査 (大規模調査) の結果の公表から 1 年以内に区割りの見直し案を勧告しなければならない。</p> <p>③内閣総理大臣が審議会から区割りについての勧告を受けた後、国会において、公職選挙法を改正することにより区割りが見直される。</p>	<p>①各都道府県に配分する議席数は法律で規定される。</p> <p>②最大格差を 2 倍未満とするために必要な範囲でのみ区割りを見直す。</p> <p>③衆議院議員選挙区画定審議会は、6 月以内においてできる限り速やかに区割りの見直し案を勧告しなければならない。</p> <p>④内閣総理大臣が審議会から区割りについての勧告を受けた後、国会において、公職選挙法を改正することにより区割りが見直される。</p>	<p>①国勢調査の結果を受けて、国勢調査局は各州に定数を再配分する。各州に 1 議席ずつ配分し、残余の議席を人口に応じて均等比例方式で配分する。</p> <p>②各州の州議会や第三者機関が州内の区割りの見直しを行う。</p> <p>③区割りの見直しは、州議会による可決と知事による承認を得て州法として制定される (一部の州では、知事の承認を不要とする州や連邦司法省による審査が必要な州もある)。</p>	<p>①各州に定数を配分する。各州の人口に応じてサンラグ・シェーパース式で小選挙区の定数 (299) を配分する。</p> <p>②選挙区画委員会は、総選挙後の議会期の開始から 15 か月以内に連邦内務省に対して区割りの見直しを報告しなければならない。</p> <p>③連邦選挙法の改正により区割りが見直される。</p>
人口格差の許容限度	・全国で最大格差が 2 倍を超えないことを基本とする。	・最大格差は 2 倍未満	・州内で可能な限り同数	・選挙区の人口は、全国の選挙区平均人口からの偏差が 15%を超えないようにし、25%を超えてはならない。
人口以外の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙区は、飛地にしない。</li> <li>・原則として、市区町村及び郡は分割しない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイノリティへの配慮</li> <li>・選挙区が奇妙な形ではないこと</li> <li>・選挙区がつながっていること</li> <li>・郡及びその他の行政区域の境界を尊重すること</li> <li>※奇妙な形ではないことや郡及びその他の行政区域の境界の尊重という基準はあまり遵守されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙区はまとまりのある 1 つの地域でなければならない。</li> <li>・市町村、郡、特別区の境界をできるだけ遵守しなければならない。</li> </ul>

国名	イギリス		フランス	
	2015年総選挙まで	2018年10月の見直し案の勧告以降	2007年総選挙まで	2012年総選挙から
基準となる人数	有権者数		人口	
総人口 (有権者数)	45,597,461人 (2010年5月選挙時)	45,844,691人 (島嶼部の特例選挙区を除くと45,678,175人) (2010年12月1日現在)	58,518,395人(1999年人口一般調査(海外領土を除く))	62,134,866人(2008年人口調査(海外領土及び在外フランス人選挙区を除く))
選挙区定数	650人	600人	577人	
選挙区平均人口 (有権者数)	70,150人	76,408人 (島嶼部の特例選挙区を除くと76,641人)	105,404人(海外領土を除く)	111,753人(海外領土及び在外フランス人選挙区を除く)
最大格差	約5.05倍	未定(例外を除き約1.11倍以下)	約5.48倍(海外領土を除く)	約2.37倍(海外領土及び在外フランス人選挙区を除く)
見直しを行う機関	各地域(イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランド)の選挙区画委員会(Boundary Commission)		政府及び賢人委員会	政府及び独立委員会
見直しの間隔	8~12年ごと	5年ごと	2度の人口一般調査ごと	(規定はない)
見直しの手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>①各地域の議席数は法律で規定される。</li> <li>②選挙区画委員会の区割り見直し案に対して異議申立てがある場合、地方公聴会を開催し、区割りについての意見を聴取しなければならない。</li> <li>③委員会は、区割り見直し案を国務大臣に勧告し、国務大臣は勧告を受理したのちに議会に提案し、議会の承認を経て勅令として公布される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①各地域に総定数を配分する。各地域の議席数は有権者数に応じてサンラグ式で配分する。ただし、島嶼部の4選挙区は特例として配分から除外する。</li> <li>②選挙区画委員会の区割り見直し案について、意見公募手続を行い、区割りについての意見を聴取しなければならない。</li> <li>③委員会は、区割り見直し案を国務大臣に勧告し、国務大臣は勧告を受理したのちに議会に提案し、議会の承認を経て勅令として公布される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①各県に海外領土(7議席)を除く570議席を配分する。</li> <li>②1議席当たり人口を108,000人とし、各県の人口をその値で除し、端数を切り上げた商を各県に配分する。</li> <li>③各県に2議席以上の配分を保証する。</li> <li>④政府が区割りを定めるオルドナンス案を作成し、賢人委員会の審査を経た上で CONSEIL D'ETAT の意見を聴く。</li> <li>⑤オルドナンスを追認する法律が議会で制定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①各県に海外領土(10議席)及び在外フランス人選挙区(11議席)を除く556議席を配分する。</li> <li>②1議席当たり人口を125,000人とし、各県の人口をその値で除し、端数を切り上げた商を各県に配分する。</li> <li>③政府が区割りを定めるオルドナンス案を作成し、独立委員会の審査を受ける。</li> <li>④オルドナンスを追認する法律が議会で制定される。</li> </ul>
人口(有権者数)格差の許容限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙区の有権者数は各地域の選挙区平均有権者数にできるだけ近いものであることが求められるが、厳密な基準はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙区の有権者数は全国選挙区平均有権者数の95%以上105%以下でなければならない。</li> <li>・選挙区の面積は13,000km<sup>2</sup>を超えてはならない。12,000km<sup>2</sup>以上の選挙区については、有権者数が全国平均の95%未満とすることを妨げない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙区人口は各県の選挙区平均人口から20%以上乖離してはならない。</li> </ul>	
人口(有権者数)以外の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の行政区画(カウンティなど)に有権者数に応じて議席を配分する。</li> <li>・原則として、県などの行政区画の境界を跨がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙区の大きさ、形状及び交通の利便性などの地理的配慮、既存の選挙区割り(イングランドについては欧州議会議員選挙の選挙区を含む)、選挙区の変更により破壊される地域的つながり並びに選挙区の変更によって生じる不都合についても考慮することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離島や飛地のある県を除き、選挙区がつながっていないなければならない。</li> <li>・選挙区割りでは小郡の境界を尊重すること。</li> </ul>	

出典：筆者作成